

## 第13期第1回 胆振地区海面利用協議会 議事録

- 1 開催日時 令和8年3月2日 13:30～14:40
- 2 開催場所 室蘭市 むろらん広域センタービル3階会議室C
- 3 出席者・次第 別添のとおり
- 4 議事の顛末

(板谷係長)

ただいまから、第13期第1回胆振地区海面利用協議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、胆振総合振興局水産課の板谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。開会にあたりまして、胆振総合振興局水産課課長の菅原からご挨拶を申し上げます。

(菅原課長)

胆振地区海面利用協議会の開会にあたり一言挨拶させていただきます。

委員の皆様、関係者の皆様には年度末の何かと難しい中、協議会にご出席いただきありがとうございます。この協議会ですが、漁業も海洋性レクリエーションも胆振管内は盛んでして、漁業と海洋性レクリエーションとの調和を図るために平成6年から設置されておりました、時代と共に当協議会の役割も大きく変化してきました。

従来は例えば、マツカワの委員会規制の始めとかサクラマスもそうだと思うんですけど、この協議会で色々協議して決めていただくことも多くありましたが、現在は何かを決める場ではなく、我々道が、水産行政と海面行政を推進するため、皆さん有識者という立場から、それぞれの立場で意見を言っていて、それを伺って今後の行政に反映したいという会議でございます。

近年、関係法令も沢山体系が改正されておりました、海面を利用するうえで安全はもとより資源管理などの強化徹底が図れることになりまして、海洋環境も皆さんもご存知のように大きく海洋環境が変化する中で管内の漁業でも本来捕れる時期に魚が捕れなくなるなど、大変なところでございます。

今日の議題は、報告事項や情報提供がメインとなりますが、忌憚のないご意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(板谷係長)

まずは、本日、出席していただいた委員を紹介させていただきます。続きまして、時節柄大変お忙しい中、御出席をいただきました関係機関の方々を御紹介いたします。※省略 次に、お手元の配布資料の御確認をお願いします。会議次第と出席者名簿、資料1 胆振管内における秋さけ資源づくりに関する規制に関する資料、資料2 マツカワ種苗生産に関する資料、資料3 クロマグロ遊漁に関する資料、海上保安部からの資料です。不足している資料等があれば、お知らせいただきたいと思います。

今期、第13期の当協議会座長について、協議会規約第4により、胆振総合振興局長が座長を指名することとしていることから、学識経験者・公益代表者委員として漁業者・遊漁者の中立の立場であられる、白老町役場 藤澤委員を指名しておりますので、座長として議事進行をお願いします。

(藤澤座長)

はい、それでは進行を進めてまいります藤澤と申します。

私はこの会議初めての参加ということですので、至らぬ点が多いかと思ひますけれども、皆様のご協力をいただきながらいきますので、よろしくどうぞお願ひいたします。

本日の協議会は付属機関等の設置及び運営に関する基準に基づきまして、今回終了後、本日の資料と協議会の発言を取りまとめた理事概要を公表することとなっておりますので、ご了承いただきたいというふうに思ひます。

それでは、議事を進めていきたいと思ひます。初めに胆振管内における秋さけ資源づくりに関する

規制について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の前に昨年までの本協議会での経緯をお話ししますと、胆振管内の秋さけの漁獲が近年減っていることは皆さん感じらていると思いますが、平成27年に漁獲量6千トンあったんですけれども令和6年には200トンと30分の1まで減少したというのが今の状況で漁業者だけではなくて遊漁者や釣り人の皆さまも当然釣れないことを実感してるのかなと思います。

秋さけの資源作りは天然に任せてもなかなか増えなくて、親魚を取って稚魚を育てて放流して、それが4年後に帰ってくるという増殖事業で支えられてまして、胆振管内の資源は胆振管内の河川で親魚を捕獲して卵を取って孵化して育てて放流、4年後同じ川を目指して帰ってくるのを皆さんが利用しています。

以前は胆振管内で100匹放せば4尾が帰ってくる4%くらいの回帰率だったが、今は1%なので100匹放しても1尾帰ってるかどうかというぐらい大変なことになっています。

これの要因っていうのが、海洋環境の変化がすごく大きくて各成長段階、稚魚の段階、2歳魚、3歳と魚が育っていく段階で、それぞれの段階で生存に影響があって中々（環境の変化を）乗り越えられない。

そのため化放流する稚魚について、海洋環境の変化を乗り越えられるような健全で健康、体力、活力ある稚魚を作っていくことが人間にできることのひとつです。

胆振管内は管内7つの河川で親魚を取って採卵をして秋サケの増殖を行います。

毎年4,240万尾ぐらいの稚魚を放して現在は1%帰って来るとい程度。このような状況になる前の10年ぐらい前は胆振管内で親魚もしっかり十分に取れてしっかり稚魚を育てて放流できていたんですが、だんだん胆振に帰ってくる親が減ってきているという現状で、特に管内ですと太平洋側室蘭から苫小牧のまで河川、苫小牧とか白老もかなり帰ってこなくなっているという現状がございますと前回そのような説明をさせていただきました。

太平洋側の資源作りで1番大手というか、最重要河川というか、1番稚魚を放して帰ってくるのは白老の敷生川で昔は次が白老川だったんですが、今は苫小牧の錦多峰川でこの3大川が現在の太平洋側の秋さけの資源の主力を担ってます。

噴火湾に入ったら貫気別と長流、豊浦と伊達なんですけども、これらは噴火湾側の資源で、太平洋側の資源は敷生川、錦多峰川、白老川です。

(昨年資料2 P3 (公開中) を再表示)

太平洋側で特に多いのは、今は敷生と錦多峰、次いで白老、大体感じられると思いますが、特に9月から帰ってくる親魚が多いのは、敷生と錦多峰というのが今の現状です。資源作りのために活力ある稚魚を作るためには、より多くの親から卵を取って質のいい稚魚を作ることがすごく大事です。

親魚49,700万尾、約5万尾の親を取ってこれだけの稚魚を作っていくんですけどもギリギリの数をそれをやっても健康じゃないものも健康であるものも混ぜて稚魚を育てなければならない。

さっき言ったとおり環境が変化がしているので、しっかりした稚魚を育てる必要があり余裕を持って親魚が必要。なおかつその親である今帰ってくる親魚自体が減ってきているという状態でございます。

例えば定置漁業で令和6年頃から操業の始期とって定置漁業の最初の何日間は網を入れない（で漁獲をせず河川に向かわせ増殖の親魚を確保する）ってう取組みを始めている。

このような状況の中で、前回（R7.2開催）の時委員の皆さんにも指摘されてたんですけども、この期間は稚魚が河川に上がってくるから、増殖のため河口の一部地域で釣りをしたらダメな区域期間（河口規制）がある。

敷生、白老は8月20日から12月10日までなのに対し、錦多峰とかアヨロ、太平洋側の他の全部は9月1日からの規制となっていて、この期間にちょっとギャップがあるのは資源作りとして如何なものかという感じの話ですね。

今の太平洋の資源づくりのエース格とも言えるような、錦多峰が9月1日からのままという話もどうなのかなという事もございました。胆振管内の秋サケ資源づくりで漁業、遊漁者双方が前向きに取り組めることについて意見交換したのが昨年。

その時の意見をまとめますと、太平洋側は早めに帰って来る中で8月20日と9月1日のギャップというのは資源作りに対して、もう少し積極的に規制とか協力するまでの事は考えた方がいいんじゃないかというのが、前回の委員会の皆様の意見でしたということです。(確認、了解)

また、合わせて漁業者だけでは手いっぱいなんだから、ちゃんと国とかの支援もお願いしたらという意見をもらったのが前回の話でございます。(確認、了解)

で、その時はそれを参考に色々検討してくださいという話でして、今年の話なんです(道の行政的な本格的な規制や措置の検討の前となる話ですが)胆振海区漁業調整委員会が漁業法に基づく委員会指示という形で令和8年から資源作りのこの部分の規制を検討しているというのが今のところでございます。丁度胆振海区漁業調整委員会の事務局長が来ていますので、説明と情報提供をお願いします。

(濱谷局長)

資料の2ページをご覧ください。先ほど事務局の菅原課長からも話しがあったとおり、皆さんもご存知のとおり、秋さけの来場資源が非常に減少しており、このままだとその増殖事業の継続が困難となる恐れがあると非常に危惧しているところです。それを踏まえて資源回復に向けた措置取り組み、どんなことができるだろうかという部分を昨年末に海区委員会の中で検討させていただきまして、増殖に必要なさけ親魚の十分な確保を目的とした繁殖保護を図ることを目的として錦多峰川の河口付近の採捕禁止区域を、8月20日から8月末まで。秋さけの来遊経路が東から西側ということになっていますので、錦多峰川より西側にある敷生川だとかその川と同じレベルで、8月20日から委員会指示をかけたかどうかということで決定をいたしまして、令和8年の8月20日から31日までを委員会指示として河口規制をかける方向で進めるために、今現在2月12日から、広く一般の意見を聞くということで、いわゆるパブコメに相当する行為なんですけども、それを実施しておりまして、3月13日までの意見募集期間とさせていただきます。

あと北海道全国釣りの関係や釣漁連盟とか関係するところにも照会させていただき、意見を出していただければということを行っております。

また2番目のスケジュールにもあるとおり公聴会を開催します。資料では、3月上旬となっておりますが3月10日の2時から実施する予定になってます。

こういった意見をいただきまして、その後、今月の末に意見を取りまとめて、再度委員会指示の案にかかる審議を行いまして、審議の結果決定されれば委員会指示を発動するという流れで、7月からは、委員会指示を発動しますという周知活動を行っていく予定としております。

河口規制の内容が資料3ページ目になるんですけども、中段から下の表になってるんですが、これは現在9月1日から禁止になってる区域そのままになってます。

期間だけ9月1日からだったものを柱に8月20日から8月31日までを委員会指示かける内容になってます。

また備考の注3にあるように委員会指示の期間を、おおよそその秋さけのワンサイクルである3年間ということで進めております。

それで資料の1ページ目に戻るんですけども、当委員会のホームページだとか色々な関係者に文章で意見募集をかけている状況でございます。今現在意見も逐次提出されている状況にあります。

3月の第2週13日までなので、その次の週ぐらいには取りまとめが終わるかなと思います。

当然あのパブコメに準じておりますので、意見に関しては取りまとめの後公表する予定です。

簡単ではございますが説明は以上でございます。

(藤澤座長)

ありがとうございます。

この説明につきましてご質問、ご意見のある方はお願いします。

(長谷川委員)

去年、これやってみてはどうかと言っていて、そのつもりでいるのでよろしくをお願いします。

それが結局、秋さけが増えれば我々もそうだけど、漁業者も今は全然秋さけでは全然商売になんないから昔はなったけど。なんでそういう風な事を見ながらどんどんまた秋さけが取れるようになるまで何かしなければならぬ。よろしくをお願いしますとしか言いようがない。資源回復を待ってます。

(次原委員)

規制が決まったらどうやって周知徹底を図るのでしょうか？

(濱谷局長)

事前にかなり前に余裕を持って看板を立てて、当然8月20日から委員会指示を発動するので、その期間は、今年は1年目なので振興局と海区と連携しながら実際にその現場に行って委員会指示が発動されているので禁止されてますという話をするのと、当然苦小牧の役所の協力ももらいながら広報にも載せてもらう事も考えています。それと道庁漁業管理課が遊漁関係の事務を所管していますので、そちらからも関係先に周知徹底をしてもらうというのは、今のところ予定しています。

(次原委員)

錦多峰川には色々な所から人が来ていて、国道から眺めるくらいならいいが8月末は凄いですよ。

(長谷川委員)

マナーが悪い人も多いですよね。そこで、釣具屋さんにはもっと大きいポスターをドンと貼ったした方が良いのではないですか。予算ないんだろうけど、そこを何とか考えた方がよいです。

釣具屋さんも商売で必死なんですけど、札幌とか千歳、苦小牧あたりに、ポスターでも禁止ですということをはっきりさせ周知した方がよいです。違反したら罪になる罰金いくらですぐらいの強いPRをしなければならぬと思います。

それでも、やる人はでると思うのですが、昔、漁協さんに頼まれて協力して敷生川の啓発に参加しました。今から40年くらい前ですが、次から次と人が来ました。どんどん捕まえないとって言うんで、警察さんと保安部さんにも言ってみましたよ。

(菅原課長)

錦多峰川だと、苦小牧保安署の管轄なので、今日来ている室蘭海保さんは、ちょっとコメントしづらいですよ。

(長谷川委員)

パトカーでピカピカ赤灯回して巡回するだけでもだいぶ違うんですよ。

警察にお願いして何回もピカピカ巡回してもらう事も効果的です。

禁止期間でも釣ろうとする人いると思うので、その辺をやっぱり罰則を明確にしない方がよい。

いろんな規制は確かに決めれると思うんですけど、罰則はしっかりとさせる必要があります。

(菅原課長)

海区委員会指示では、他の規則違反とは罰則等扱い方は違うのは事実です。

言い方が誤解されるかも知れないが、マグロでは守れない人が増えていく事で、どんどん規制が強化されていってます。最初は委員会指示だったのが規制や規則で強化されているのがまさにそうです。罰則が無いとか緩く見えるからといって、破られるとどんどん規制のランクが上がって調整規則になってくる罰則はかなり重くなります。

当然資源造成が目的のことですから、必要だったら道としては最終的にそこまで行くとも無いとは言えません。

しかし、スタートからがんじがらめにやるというのは良くないですから。今回このような海区委員会指示でスタートするのも有効かと。もし、最終的に調整規則とか罰則うんぬんまで適用させるとし

たら、今後資源動向も見ての検討なのかなとは思いますが。ご意見ありがとうございます。

もう一つ周知の方法ですが、管内のマツカワのスタートの 때가まさにそうで、チラシ配りを浜でやったり、看板もどんどん建てました。あのような方法がイメージとして持っていてまして、まずは周知から始まります。最初の1年目はとにかく周知が重要です。

6月ぐらいからチラシを配ったり釣具店に配布したり、新聞にも載せるということを絡めながら、できるだけ皆さん資源管理や資源増殖に協力できる体制を作っていきたいと考えています。

委員会指示案の内容は、あくまでも全面禁止じゃなくて、今ある河口規制は河川の両脇、沖合の何百メートルの区域はそのままで、9月1日からだったものが8月20日からと、10日伸びる内容なのですし、区域外はサケ釣は問題ないです。

(伊藤委員)

河川遡上するのに集まっていて河口規制の中ではやはり釣ったら全然違うと思います。

(菅原課長)

そういう魚ですから、産卵する河川目掛けて帰ってくる魚で、河口区域にいるのは、もう漁獲資源じゃなくて資源のための魚です。なので、この河口規制内では、釣りもそうなんですけど、漁業もしちゃダメです禁止です。刺し網だとうろ定置だろうと。産卵のため川に上がる資源なんだから川に揚げて資源を増殖しましょうというのが河口規制の意味で資源増殖のためにやっていきたいと思っています。

(伊藤委員)

是非お願いします。

(藤澤座長)

ご意見ありがとうございます。他、ご意見ご質問ございますか？

直近の漁獲量の件でも結構ですし、傾向としてなんかお話していただければ。

(伊藤委員)

まさしく去年もそういうお話させてもらって。管内の遊漁関係委員の方々から、このような規制に関しては全く問題ないのではという話をいただいと。私は海区委員もやってるんですけど、今の意見は本当に漁業者としてもありがたい、我々も本当に帰ってくる秋サケ資源がない状況です。

だから、もうこれは本当直近の課題ということで沢山の方々にご理解いただいて、委員会指示の発動という形ではあるんですけど、そこから資源の回復をスタートさせてほしいということです。ご協力よろしくお願いします。

(藤澤座長)

最終的には戻って帰ってくるので明確です。

今お話あったとおりですね、今年の12月9日の道新さんの記事なんですけれども。

道内の秋さけの漁獲量が最盛期1割ということで、壊滅的な状況かなという風にちょっと思っております。要因とされるのは4歳魚が放流された2022年の春の海水温が非常に高かったということが原因でないかということが、新聞にも書かれているんですけども北海道さけます増協の方でも例えば採卵時期を変えてみるとか、放流時期を変えてみるとか試行錯誤をしてると聞いておりますし、今回のこの規制によって将来に向けて資源が回復してくることを願いたいと思っております。

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

次に2番目のマツカワ種苗生産について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

マツカワ種苗生産について資料2になります。

マツカワについては皆様ご存じのことと思いますが、平成18年から毎年100万尾の種苗放流を実施してきておりまして、平成23年以降、えりも以西海域で年150トンの漁獲を維持できる資源水準を目指し、種苗放流とともに資源管理として全長35センチメートル未満の魚の再放流を実施してきました。

これまで実施している規制として、漁業者や遊漁者を対象に海区漁業調整委員会指示を発動し、漁

業者には、漁協による漁業権行使規則や、底引き網も対象として資源管理協定を締結し海域全体で資源管理につとめて頂いております。

このマツカワの種苗生産に関しては、伊達市にある「北海道栽培漁業振興公社伊達センター」で、北海道電力の伊達火力発電所から、発電機の冷却海水の提供を受け生産を続けてきましたが、伊達火力発電所が令和7年度に休止したことに伴い、海水の供給が止まり、種苗生産が出来なくなることから、北海道として、令和7年から令和10年までの3カ年で伊達センターの海水取水施設を整備する計画となっております。

この伊達センターが休止する期間の種苗生産は、親魚を栽培水産試験場で飼育し、種苗生産は栽培漁業振興公社の瀬棚センターで行い、中間育成をえりもセンターで行う予定となっております。生産量も、半分の50万尾となっております。

資料2頁目以降になりますが、令和6年度は132トンの漁獲、金額で1億5千8百万円だったのに対し、令和7年度は12月末現在で約121トンの漁獲、漁獲金額で約1億4千9百万円となっております。令和6年度の12月末とほぼ同じ状況となっております。

実際、放流数が減ったのは令和7年からなので、その影響が出るのは何年か後になるかも知れませんが、種苗放流の量が少なくなったとしても、天然稚魚が採取されたり、自然繁殖による資源の自立生産の可能性も期待されることから、引き続き、漁業者及び遊漁者の皆様のご理解をいただき資源管理を進め、今後も持続的に資源を利用できるようご協力お願いします。

マツカワについての説明は以上です。

(藤澤座長)

ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問がある方お願いします。

(伊藤委員)

マツカワに関しては35センチ未満というのが皆さん協力してもらってやってるんですけど、えりも以西とえりも以東で漁獲サイズが違う。

えりも以東はサイズが小さく差がついてしまっているの、その辺の調整というのを道としてなんとかお願いできないのかなと思っている。

(菅原課長)

まず、道東では委員会指示がかかってないので遊漁者はフリーになっていますが、漁業者の方は資源管理協定というのがあるので、釧路くらいまでは自主的な取組みで同じルールです。

資源がどこまでの回遊で増えるという事、そこまでの規制が必要かということなんですけど、漁業者の方は規制を自主的に行っています。

(長谷川委員)

全道的に35センチだと思っていた。ヒラメは35センチなので。

(菅原課長)

ヒラメは日本海で規制していてもこちら側の釣りなどで規制がない。

太平洋の資源は、特にえりも以西で、染み出して広がって十勝、釧路までは採れる。

その中で資源の広がりとともに、不公平感が出るのであれば、それも検討しなければならないとは考えます。

(伊藤委員)

我々は、少しでも大きくということで資源管理している中で、マツカワに関しては、資源の範囲がどこかで切れる魚種とは思えない。続いているので不公平感もあるので、出来れば我々に習って35センチまでに合わせて欲しいという考えです。

(藤澤座長)

魚のことですから、えりも以西で放流したものがえりも以東にも行く場合もあるでしょうし、今栽培公社の方から稚魚を提供いただいていると思いますが、えりも以西の稚魚もえりも以東の方に供給

されているという理解でいいんですよね。(一部です)

(長谷川委員)

さくらますと一緒にですね。渡島(恵山)に行ったら規制が掛かっていないフリー。

あっちにも魚は行ってるっていうから、そこまで私達が行く事はありませんが、その辺が全道的に同じような足並みにならないのかなという気はしています。

(菅原課長)

(この沖は)資源が集まってくる良好な海域なんですよ。暖流と寒流が丁度きますし。

(長谷川委員)

全道的にもっと進んでほしい。

(藤澤座長)

他ございますか。放流数が減るということと言うと、この資料の最後のページに平成27年以降の漁獲状況について出てますけど、令和2年がグッと減ってるんですが、これは恐らく平成29年に伊達センターで稚魚が大量へい死した影響かなという風に見受けられるので、今後やはり放流数が減るとなると、3~4年後への影響ももちろん出てくるでしょうし、センターの方での稚魚の育成についても過去には80mmサイズのを放流してたのが、現在は50mmサイズで放流してるという状況もございますので、今後の推移は注視していきたいという風に思います。

あとございますでしょうか。よろしいですか。

それでは次に3番目のクロマグロの遊漁について説明をお願いいたします。

(事務局)

クロマグロ遊漁についてということで資料3になります。

クロマグロの遊漁に関しては、前回の本協議会の中でもご説明したとおり、漁業だけではなく、遊漁に関する規制についても、国、組織として太平洋広域漁業調整委員会で検討されておりまして、令和3年度から規制が始まりまして、遊漁で大型魚を釣った場合の報告義務が導入されています。

令和6年度までは、遊漁で採捕可能な大型魚の数量については、4月、5月の二ヶ月で一単位、6月、7月は単独で、8月と9月で一単位、10月~12月で一単位、1月は単独で、2月と3月で一単位、というような設定としていたため、例えば8月の早い時期に漁獲が積み上がり、採捕禁止になった場合、9月末まで長い期間、採捕が出来ないということになったり、地域によっては、クロマグロが回遊してくる時期にはすでに採捕禁止になったりという事態にもなっていたことから、令和7年度から令和8年度までについては、採捕可能な数量の上限が毎月均等に設定されています。

採捕可能な尾数も1人1日1尾までだったものが1人1か月間ごとに1尾まで、採捕した際の報告期限も陸揚げした日から3日以内だったものが翌日までの報告期限に変更されています。

というのが、クロマグロ遊漁に関する今までのルールだったのですが、令和8年4月から、このルールに加えて、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、くろまぐろ(大型魚)を釣ろうとする釣り人(遊漁者)、くろまぐろ(大型魚)を釣らせることを目的として釣り人を漁場に案内する遊漁船業者、くろまぐろ(大型魚)を釣ることを目的として釣り人を漁場に連れて行く又は自ら漁場に赴こうとする遊漁船以外の船舶(プレジャーボート等)を運航する人については届出制が導入されまして広域漁業調整委員会(水産庁)に事前に届出が必要になりました。

届出事項等につきましては、資料の2ページから4ページまでが遊漁者、資料の5ページから6ページまでが遊漁船業者、資料の7ページから8ページまでがプレジャーボート等でまぐろ釣りを行う人についての届出事項の詳細が記載された資料となっております。

資料9ページが、各届出対象毎の届出内容、届出期間、届出単位、届出方法などの一覧となっております。

届出の受付は、令和8年1月1日から開始されておりまして、届出をしない場合は、令和8年度中に、くろまぐろの釣りや、くろまぐろの採捕を目的とした案内やプレジャーボートを使用して自ら漁場に

赴くことはできなくなりますので、注意が必要です。

資料の2頁に戻っていただいて遊漁者（釣り人）の届出期間について説明いたします。

遊漁者（釣り人）の届出期間は、令和8年1月1日（木）から、最初にくろまぐろを採捕しようとする日の1営業日前（開庁日）までとなっております。詳細は4頁に例としてカレンダーが載っていますのでこちらの例で説明します。

このカレンダーでいう5月2日（土）に釣りに行く場合は、前日の5月1日（金）までの届出で大丈夫ですが、5月3日から5月6日の間に釣りに行く場合についても、釣りに行こうとする日の前日が開庁日ではないので5月1日（金）までの届出が必要となります。

また、4月30日に釣りに行く場合についても前日の29日が祝日で閉庁日となるのでその前日の4月28日までの届出が必要となりますのでご注意願います。

遊漁船業者に関する詳細は5頁～6頁、プレジャーボート運航者に関する詳細は7頁～8頁に記載されていますが、令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日（金）までの届出期間となっております。釣り人に比べて届出期間が短いので注意が必要です。

ただし、新たに船舶を取得した場合はどうか、遊漁船業法に基づき新たに登録を受けたり新たに船舶検査を受けた場合、被災した結果、届出期間に届出を行えなかった場合などは例外措置がありますので、必要書類を整理したうえで適宜届出していただくことになります。

届出方法に関しては、インターネットやLINE、メール等となっております。

水産庁のHPやチラシのQRコードを読み取ると「遊漁採捕量実態調査について」というサイトに繋がるのでそこから「クロマグロ遊漁の届出をする」というところをクリックすると届出に関する入力画面が現れるので必要事項を入力していただいて送信すれば届出ができるようになっております。

また、サイト以外にも、メールや書面での届出も可能でして、水産庁のHPから届出様式を出していただいて必要事項を入力後、記入したファイルをメールで水産庁に送付するか、郵送していただく方法もあります。

資料10ページによくある質問を掲載しております。その中でQ4として記載がありますが、プレジャーボートの所有者が所有する船を自分で操縦して、自分でくろまぐろを釣りに行く場合には、どのような届出をすればいいですか、とありますが、この場合は「遊漁者」としての届出と、「遊漁船以外の船舶運航者」としての2つの届出が必要になります。

遊漁者については届出期間が、釣りに行く日の1営業日前まで、遊漁船以外の船舶運航者は、令和8年3月20日までの届出期間となっております。それぞれ届出期間が異なりますので、まぐろ釣りをされる場合は届出漏れのないようご注意いただくとともに関係者等に対して周知いただくようお願いいたします。

11ページ以降は本件に係るチラシを参考まで添付しております。

チラシ等にも記載されておりますが、届出制が導入されたとしても、小型魚の採捕禁止ですとか、大型魚を釣った場合の報告義務はこれまでどおり変わっておりません。

以上、クロマグロ遊漁について ということでお話しさせていただきました。

（藤澤座長）

はい、ありがとうございます。くろまぐろの遊漁について届出制が、厳格化されたといったような内容でしたが、この件に関してご意見、ご質問ございましたらお願いします。

（次原委員）

我々マリンクラブの中にも道具を買って釣りにいこうとしている人がいるんです。

この届出は3月末までのに1度届出すればいいのか、それとも都度届出する必要があるのですか？

（事務局）

遊漁船業とプレジャーボートは1回届け出れば有効です。

遊漁者は釣りに行く都度届出していただく形になります。

(次原委員)

じゃあプレジャーボートは1回申請をすると来年の3月31日までいいんですよね。

(事務局)

そうですね。年度内は有効です。

(福田委員)

届出の時間は問題ないのですか？ 夜の11時59分までですか

(事務局)

メールとサイトに記載して送信だけ間に合えばそれは有効です。

(藤澤座長)

先程、役所の開庁日という話がありましたが、今の場合は時間関係なしということで。

(福田委員)

土曜に行く場合は金曜の17時までですか？

(事務局)

そこは、金曜日中であれば大丈夫です。

(次原委員)

これは届出であって許可制ではないんですよね。

(事務局)

そうです。許可制ではなく届出制なので届出さえすれば大丈夫です。

(長谷川委員)

規制の第1段階という事でしょうかね。そのうち遊漁にもTACがかかってくるかも知れないですね。

(藤澤座長)

私も昨年の11月から水産の方を担当しているものですから、知識がないのですがやはりこれは海水温の影響でこの辺に回遊するようになったということでしょうか？

(菅原課長)

簡単に言うと、資源が極端に減ったので日本全国で規制しその成果で増えてきたというのがあります。元々、胆振管内にまぐろ定置もありますし、例えば釧路は昔まぐろの水揚げ基地だったので、海水温だけではないです。資源の増加に伴って密度が上がってきています。ただ何故まだ規制するかというと、資源水準が国際的に評価されていて、一定の水準まで行くまでは色々と規制をして、乱獲しないようにしています。国際的な枠組みの資源になっているのでこのような規制が必要となっています。

(藤澤座長)

これは海区毎に割当というのは？

(菅原課長)

漁業者はあります。

(藤澤座長)

以前ヨシキリザメによる漁具被害っていうのは相当あったかと思うんですが、なんかマグロも結構被害がありますよね。

(伊藤委員)

実際、漁具被害があります。まぐろの枠はあるんだけど、実際、漁獲できるのは微々たるもので我々にとっては、ヨシキリザメと同じように漁具被害ばかりでかえって邪魔者という感じになってしまってます。

(長谷川委員)

イカとサメとマグロはいらぬという感じです。

(伊藤委員)

被害ということで、サメと同じような感じのことを色々な場で言わせてもらっているのも事実です。今回の制度にちょっと言わせてもらおうと、届出はいいと思うのだけれど、遊漁船はある程度できるのでしょうけどプレジャーに関して本当にできるのかなという気がして疑問はあります。

(長谷川委員)

役所ですから、これが始まらないと次にいけないのでしょう。

遊漁の規制も含めて徐々にきていますけど。

(伊藤委員)

そうなんですけど。加えて小さい魚は投げなさいとか報告もあるんだろうけど、実際の話守られているのかなと思います。我々漁業者は本当にその枠以上になると、放流してくれと言われ、それを守ってはいらなけれど、聞こえてくる話プレジャーなんかはその辺の実態があまり把握できてないんじゃないかと。我々一生懸命やってるんだけど、ちょっとそこでプレジャーと我々漁業者との差を感じてしまう。

なので規制をもっと実効性のあるものになんとかならないのかなって思います。

あとはその資源評価をどうにかしてください。

少なくなつて巻き網を規制しました。そうするとやっぱり資源量は増えています。

実際にだいぶ前にここの太平洋側の沖合というのは、まぐろの立派な漁場で、巻き網も来て操業していた漁場なので、胆振にマグロがいない訳ではないのです。資源が回復してきたんだと思います。なんで評価をきっちりやってください。

(次原委員)

これは周知に関するのですが、マリクラブの総会で皆集まった時にまぐろはこの届出が必要でという資料を作って周知したい。届出していないのに釣った報告をするとおかしくなるということなのでしっかり届出で、釣れた人、釣っちゃった人、揚げちゃった人はしっかり報告できなければダメで、もうひとつは漁師さんに迷惑かけない釣りをしようっていうのが合言葉で漁船が来たら逃げろと、避けて譲ってということをやっています。

クラブのメンバーから不幸な人間を出したくないだけ、知らなかったということがないようにしたいです。メンバーで3~4人はマグロに関わる人がいると思います。岐阜の方から来て1人よくニュースに出てる人が今クラブに入ってまぐろに興味を示しています。すごい有名な方ですよ。夕方にも周知したいなど。

で、先ほどの錦多峰川の規制は苦民だけじゃなくて道新に載せほしいです、あれに苦小牧の川で20日からの規制の話を出したら、もうすごい速さで話伝わると思うんですけど、はい、そういう風にしていただければ。

(菅原課長)

皆さんプレジャーにしても遊漁船にしても団体を組織してもらって、バラバラだとお互い意思疎通が出来ないからありがたいです。罪人を作りたくないのはそうだと思いますし、私達も罪人を作るために規制している訳ではないので、意見をもらいながらお互いやっていきたいと思っています。

(藤澤座長)

今回届出制になるということでございます。それぞれの皆さんのお立場の方からも是非PRをお願いしたいというふうに思います。

それでは次に進みたいと思います。4番目の室蘭海上保安部様からの情報提供ということでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(室蘭海保)

それでは、令和7年度に室蘭海上保安部管内で発生しました海難発生状況について、お話しさせていただきます。

うちの方で統計を取ってる海難というのは船舶の衝突、転覆、など船舶の安全な運行が疎外された状態、船舶と船舶海難によらない乗船者の人身事故。海浜事故と人身事故と船舶事故を分けて統計を取っています。

令和7年度の海難の発生状況ですけれども船舶事故は5隻、人身事故は9人で、過去10年間で最小の数字となっております。最小の数字なんですけれども、ただ喜んではいられなくて今年に入って1月、2月でもうすでに船舶事故は3件、人身事故は4人発生しておりますので、これからえ事故防止についてもやっていきたいと思えます。

まず、船舶事故の発生状況についてです。船舶事故5隻。これは前年比1隻減で幸い死亡、行方不明者は発生しておりませんでした。、それで船別に見てみますと、令和7年はプレジャーボート3隻、貨物線は1隻、その他1隻というのはタンカーです。

それでこれらの船でどういう事故が発生したのかというところを見ていきますと、衝突1隻、前年度プラス1隻。運行不能、これ運行不能というのは、機関故障とかプロペラ推進機障害、あと燃料欠乏とかバッテリーが使えなくなり船が動かなくなった事故ですけれどもえこれが運動不能が3隻で前年比プラス1隻。浸水1隻、前年同数という状況でした。

それで5隻のうち、3隻のプレジャーボートの事故なんですけど、これはどういう事故かというバッテリーの接続不良、バッテリーがうまくて接続されていなくて、沖合に出て再びエンジンを起動しようとしたら、エンジンが回らなくて動けなくなったということ。

あとは機関故障ですね。ピストンが焼付を起こして沖合で船が止まってしまっていて動けなくなった。

あと浸水ですね、浸水については資料(2)で書いていますように、2人乗りの船が沖合に出て行ってる最中に浸水しました。それで船が転覆でしまっていて、転覆した船に掴まっているところを、地元の救難所の方に救助され、早く救助してもらいましたので、事無きを得ております。

こんな事故の原因についてもですねえ。プラグのパッキンの不良というものでちょっと注意してれば防げた事故かなというところなんです。

船舶海難については以上で、次に裏面の人身事故になります。人身事故は昨年9人発生してまして、前年比7人減。そのうち死亡、行方不明者は5人前年比5人減という状況です。

それでどのような事故が発生したかと言いますと、マリンレジャー以外の海浜事故、これが2人これは自殺ということでした。次にマリンレジャーに伴う海浜事故1人。これは前年と同数。

これは岸壁上で釣りをしていた人が転落して亡くなったという事故。そして3つ目の船舶事故によらない乗船者の人身事故。これは船に乗っていた方が怪我とか人身事故のことです。

その中で負傷が4人、これは前年比マイナス1。病気が1人で前年同数で自殺ということになります。それでこの負傷と病気合わせて5人ですけれどもこの5人全て漁船の乗組員の方でした。

負傷についてはホタテ養殖漁船で2人。施設を吊っていて、フックが物が外れて弾かれ顔面に当たって頭蓋骨骨折。そしてロープが切れて反動でひっくり返った拍子にぶつけて靭帯負傷ということになってます。あと、刺し網漁船の方がロープとドラムの間で挟まれて指を切断したりする事故が発生しております。これらの損傷、負傷については人命に影響はないとはいえ、かなり重篤な事故は発生しておりました。

そこでですね。ここに出席されている皆様でありますは、これらの事故を踏まえまして、機会があれば各組織の方々に次の事故について、お知らせをしていただければと思います。

まず船の事故についてですけれども、船の事故は1昨年のデータになりますけど、大体7割が見張り不十分とか操船、機関、船体の取り扱い不良という人為的ミスで発生しておりますので、こういうちょっとしたことを気をつけていただければ、半数ぐらいは海難は減っていくのかなと思っております。

あと、プレジャーボートの方に関しては、これからシーズンが始まります。

バッテリーとか冷却水、そしてあと燃料を普段よりも出入りに点検、チェックしていただいて、事故を防いでいただきたいと思います。人身事故に関しまして、先程お話ししました負傷の4人のうち、

2人が外国人の船員の方でした。

今年もすでに外国人の船員の方、1人が負傷されております。外国の方も船に乗られてる方が多くなってきていると思います。言葉が通じなくて意思疎通ができなかったり、習慣の違いなどで難しいところはありますが、丁寧な指導していただきまして、船長さんには作業をちゃんと見ていただいて、危ないところがあれば注意していただくようお願いいたします。

また、病気も亡くなった方も発生しておりますので、漁業者の方も高齢な方が増えてきていると思いますけども体調管理に十分注意していただいて、これからの船舶の事故防止に協力していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

(藤澤座長)

ありがとうございました。海難事故の件ということでご報告していただきましたけど、私もまあ白老港を管理する立場としてですね、故意的に車ごと落ちる方、あるいは事故的に落ちる方も今までも見てきておりますし、あのやはりあの最近で言えばせたな町で起きた転覆やカズワンの事故なども痛ましい事故でございますので、なんとかこういったものを防いでいきたいという風に思います。

私も若い時分、自分の妻の親戚なんですけど、虎杖浜漁協の船籍で4人が漁船の転覆で4人とも見つからなかったっていうようなこともあってですね、私も身内や役場の立場っていうこともあって何日も海岸沿いを歩いて捜索したけれどもとうとう見つからなかったという事案も経験しておりますので、機械的なものや天候にも注意しながらこのような事案を減らしていきたいというふうに思っています。これは民間の事業者さんの商品なんで、ちょっと資料としてはお配りはしませんが、こういったヨビモリというものが出ておりまして、船に乗る方がこれを持っていて、何か事件が発生した時に、ボタンを押すと救助も呼べるし、まあいろんな繋がってる人に自分は今この場所で事故を起こしちゃったよ。っていうようなGPSもついてるということでですね。これ、多分各漁協さんにも営業行ってるんじゃないかなと思うんですが、あのカズワンの事案もあってですね知床の小型観光船協議会がこれを導入してる時代です。

こういったものもありますよということでご紹介させていただきました。

今の室蘭海上保安部さんからの説明に何かご質問などはありませんか？(無し)

皆様のご協力によりましてスムーズに議事進行を終えることができました。

本日はどうもありがとうございます。議題は全て終了いたしましたので、司会の方お願いいたします。

(事務局)

藤澤座長ありがとうございました。

以上を持ちまして、第13期第1回胆振地区海面利用協議会を終了させていただきます。

皆様、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。